

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年8月3日 10時20分ごろ
発生場所	長崎県上天草市大矢野島西方沖 鳩之釜港三号防波堤南灯台から真方位328° 1,600m付近 (概位 北緯32° 35.6′ 東経130° 23.7′)
事故の概要	漁船第三幸栄丸は、北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三幸栄丸、4.9トン KM3-51834、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、船長Aが操船し、約14ノット(kn)の対地速力で大矢野島西方沖を北東進していた。 船長Aは、ゴトンという船体に何か当たったような音を聞き、周囲を確認したところ、船尾方にB船を認めたので、A船がB船に衝突して通過したことに気付いた。 A船は、約10～15knの速力で船首が浮上し、船首方に死角が生じていた。 船長Aは、上天草市野釜島東方沖で右転して大矢野島西方沖に向けて北東進した際、船首方に同航の漁船1隻を確認したが、他に船舶を認めなかったため、前路に他船がないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。 船長Aは、野釜島東方沖で右転した際、同航の漁船の陰にB船が隠れ、B船を見落としたのではないかと本事故後に思った。 B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、大矢野島西方沖で船外機を停止し、船首を東北東に向けて漂泊していた。 操縦者Bは、エンジン音等で右舷船尾方から接近するA船に気づ

	<p>き、手を振りながら大声でB船の存在を知らせたが、A船がB船の右舷船首部に衝突したのを認めた。</p> <p>操縦者Bは、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>A船は、大矢野島西方沖を北東進中、船長Aが前路に他船がないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、同航の漁船の陰に隠れていたB船を見落としたことから、前路に他船がないと思った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、操縦者Bが、接近するA船に気付いて避航を促したものの、A船との衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、操縦者BがA船との衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂泊中に接近する他船を認めた場合、余裕がある時機に機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。